

平成31年 2月 5日

総合医療センターGCU改修工事説明書

(事業担当) 総合医療センター 総務課
TEL 0748-33-3151 (代表)

1. 配布資料 (PDF) 図面153枚 (表紙含む)

2. 工事内容

- (1) 工事番号、工事名 第3号 総合医療センターGCU改修工事
(2) 工事場所 近江八幡市土田町1379番地
(3) 工事概要 仮設NICU・スタッフステーション・GCU・病室等を整備する
(4) 工期 契約締結日～平成31年3月31日(日)
(議会への報告等工期変更の手続終了後、2019年12月27日(金)まで延長予定)

3. 質疑応答

- (1) 質疑受付 平成31年2月20日(水)
午前9時00分から午前11時30分まで
受付場所：総合医療センター 総務課 担当 奥西・辻本
※質疑は文書にてお願いします。(FAX可：0748-33-4877)
FAXの場合は電話連絡をお願いします。
※質疑が無い場合は提出しなくて結構です。
- (2) 質疑回答 平成31年2月21日(木)
総合医療センターのホームページで公開するので、必ず確認してください。
<http://www.kenkou1.com>
※ホームページを確認出来ない場合は担当まで連絡してください。

4. 前金払

近江八幡市病院事業建設工事執行規程(平成25年近江八幡市病院事業管理規程第8号)により準用する近江八幡市建設工事執行規則(平成22年近江八幡市規則第155号)第29条第1項の規定に基づき保証事業会社の保証書の提出があれば、請負代金額の4割を超えない範囲において、かつ4億円を限度として前金払をする。

同条第2項の規定に基づき、保証事業会社の保証書の提出があれば、請負代金額の2割を超えない範囲において、かつ2億円を限度として、工期の途中において既にした前金払いに追加して前金払(中間前金払)をする。

ただし、前金払と中間前金払により支払う額の合計は、請負代金額の6割を超えることはできない。

5. 部分払

部分払はしない。

6. 一般事項

- (1) 工事場所は、入札日迄に各社で確認を行うこと。その場合、事前に総合医療センター総務課担当職員に了解を得ること。
- (2) 仮設計画について、工事期間中の安全管理（仮囲い・誘導員等）には病院利用者等に十分な配慮を行い、万全を期すこと。特に大型車両の搬出入時には主要な部分に監視員を配置するなどの配慮をおこなうこと。
- (3) 契約締結後すみやかに仮設・安全管理・車両搬入計画等を提出し、担当職員と協議した後、近隣住民に対しても理解を得ること。
- (4) 工事期間中は病院利用者、近隣住民および通行者に対し支障がないよう万全を期すこと。特に工事中の粉塵対策および、重機等の使用については低騒音型とし、騒音対策についても十分配慮するとともに、病院の運営等に影響の無いように施工曜日、時間の調整を行うこと。
- (5) 予め、病院利用者の少ない土曜日や日曜日も含めた工程を検討しておくこと。
- (6) 当工事に関する関係官庁への諸手続き及びそれに要する費用については全て請負業者負担とする。
- (7) 工事の実施について、軽微な増額変更は設計変更の対象としない。

7. その他

- (1) 地元業者の育成と発展を期するために、出来るだけ地元市内業者の協力を得るように願います。
- (2) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の主旨をよく理解するとともに、全工事に対する施工体制台帳の写しを提出し、施工体系図を仮囲いに掲示するように願います。
- (3) 請負金額が500万円以上の工事請負契約については、CORINS（工事实績情報サービス）に登録し、「登録のための確認のお願い」で事前に確認を受けた後、「登録内容確認書」を提出願います。
- (4) 談合、その他不正行為等により公正な入札が行われたか疑わしい情報等があった場合近江八幡市談合情報対応マニュアルに基づき公正取引委員会及び警察に通報します。
- (5) 契約の相手方が、契約履行中の建設工事等について不当要求を受けた場合は、近江八幡市病院事業契約規程（平成22年近江八幡市病院管理規程第24号）により準用する近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第14条の3の規定に基づき、事業担当課へ報告しなければならない。
不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市病院事業建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成25年近江八幡市病院管理規程第13号）により準用する近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づき停止措置を行います。

位置図

